

砂川市地域防災計画の修正について

防災基本計画（国）の修正
(R3. 5)

北海道地域防災計画の修正
(R3. 11)



○避難勧告及び避難指示の一本化等の災害対策基本法の改正や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正など、国の各種制度改正をはじめ、防災訓練の実施結果などを反映させ、所要の修正を行う。

上記のとおり、北海道地域防災計画は修正が行われており、砂川市地域防災計画についてはR2. 12月の修正分まで反映されていました。この度の修正ではR3. 11月分の北海道地域防災計画を反映した形としています。

砂川市地域防災計画の主な修正事項

1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 計画策定の目的	● 「災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき」を「災害時」と表記
	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	● 計画推進にあたっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について追加
	第7節 住民及び事業者の基本的責務等	● 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを参考とした備蓄品の追加 ● 個別避難計画の作成に関する努力義務規定の追加
第2章 砂川市の概況	第1節 自然条件	● 砂川市が立地する緯度及び経度の修正
第3章 防災組織	第3節 本部の配備体制	● 人事異動による職名及び所属の修正
	第5節 気象業務に関する計画	● 防災気象情報の追記（土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報） ● キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）の追加 ● 砂川市役所の新庁舎移転に伴う電話番号の修正
第4章 災害予防計画	第1節 災害危険区域及び整備計画	● 災害危険区域等の名称及び把握箇所数の修正
	第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	● 防災基本計画の修正に伴う、災害区分の名称の修正
	第7節 避難体制整備計画	● 避難行動に関する修正 ● 広域避難及び広域一時滞在に関する追記 ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に関する避難行動の追加 ● 福祉避難所の指定に関する修正

章	節	主な修正内容
	第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿について、定期的な更新を行うことを追加 ● 個別避難計画の作成に関する努力義務規定の追加
	第16節 土砂災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報の伝達について、危険度が高まっている詳細な領域に関して土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）での確認方法の追加及びURLの修正 ● 避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し
	第17節 積雪・寒冷地対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路を整備することを追加
	第19節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務継続計画の策定及び運用に関する修正
第5章 災害応急対策 計画	第1節 情報収集・伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球衛星通信ネットワーク及び衛星専用電話の電話番号について、電話番号の修正及び、砂川市役所の新庁舎移転に伴い、庁舎内卓上電話の「5」を「8」に変更し、衛星電話の購入により、衛星電話の電話番号を追加
	第2節 災害情報通信計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 専用通信施設より北海道電力株式会社の他に北海道電力ネットワーク株式会社を追加
	第3節 災害広報・情報提供計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 安否情報の照会手続きの本人確認書類のうち、「外国人登録証明書」を削除し、「在留カード」及び「特別永住者証明書」を追加
	第4節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要と認める地域の住民に対し安全地帯への避難のための手段として、立退きの指示のほかに緊急安全確保措置の指示を追加 ● 名称を「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報」から、「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に修正し、「避難勧告」を削除 ● 各判断基準において、洪水の危険度分布（水害リスクライン）を参考とすることを追加 ● 各判断基準において、各種発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風または立退き避難が困難となるような暴風を伴った降雨が予想される場合について追加 ● 避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直しに伴い、住民が取るべき行動及び住民に促す情報の修正 ● 避難所生活における女性や子供等に対するDVや性暴力の防止の追加 ● 避難所生活における感染症対策の方法の追加 ● 道内及び道外への広域避難の方法の追加
	第10節 交通応急対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容について、災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整を追加
	第15節 食料供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産省政策統括官を農産局長に修正
	第24節 住宅対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年10月1日内閣府告示第89号を踏まえた修正として、応急仮設住宅を建設型応急住宅に修正
	第28節 家庭動物等や遺作計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭動物との同行避難に関する取組の追記
	第34節 災害救助法の適用と設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがある場合の救助法の適用手段及び適用基準の追加
	第7章 事故災害対策 計画	第7節 大規模停電災害対策計画

2. 地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	● 新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症対策の徹底を追加
	第4節 計画の基本指針	● 個別避難計画の作成に関する努力義務規定の追加
	第5節 砂川市の地勢及び社会的現況	● 要配慮者の増加について「令和2年3月末」のデータを「令和3年3月末」のデータに更新
第2章 災害予防計画	第12節 建築物等災害予防計画	● 業務継続計画の策定及び運用に関する修正
第3章 災害応急対策計画	第5節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称を「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報」から、「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」に修正し、「避難勧告」を削除 ● 必要と認める地域の住民に対し安全地帯への避難のための手段として、立退きの指示のほかに緊急安全確保措置の指示を追加

3. 資料編

章	節	主な修正内容
第2章 関係資料	2-1 主な災害発生記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成4年9月25日～26日にかけての水害での「降雨量」を「総降雨量」に修正 ● 平成16年9月8日の強風での被害額を「452,435,000円」から「415,515,000円」に修正 ● 平成22年8月23日～24日にかけての水害での、総降雨量を追加 ● 平成28年8月20日～21日にかけての水害での1時間降雨量及び「避難勧告発令」を追加 ● 平成30年9月6日～7日にかけての全域停電にて、停電時間を「33時間35分」から「43時間35分」に修正し、胆振管内厚真町及び砂川市での震度を追加
第3章 関係資料	3-1 砂川市災害対策本部組織図	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部員会議の構成員として、「総務部審議監」及び「経済部審議監」を追加 ● 総務部副部長を「市長公室課長」から「総務部審議監」に修正 ● 統括班副班長の「開発推進課長」及び「開発推進課員」を削除 ● 救護・保健対策班班長を「社会福祉課長(兼)」から「ふれあいセンター所長」に修正 ● 経済部副部長を「商工労働観光課長」から「経済部審議監」に修正 ● 商工労働班副班長を「商工労働観光課副審議監」から「開発推進課長」に修正 ● 土木班班長を「建設部技監(兼)」から「土木課長」に修正 ● 給水・下水道班班長を「建設部技監(兼)」から「土木課長(兼)」に修正 ● 文教班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「学務課副審議監」に修正 ● 避難所対策班副班長として、「公民館長」を追加
	3-4 防災用資機材一覧	● 救命ボートを1艇に修正し、管理課も「市長公室課」から「砂川消防署」に修正
	3-8 気象情報の種類及び発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録的短時間大雨情報の運用変更に伴い、取り扱いの修正及び各危険分布のURLの修正 ● 降水・雷・竜巻ナウキャストのURLの修正 ● 気象等に関する特別警報について、気象庁が推奨する標準的な記載に倣って修正 ● 警戒レベル1～5について、各レベルでの住民が取るべき行動、避難情報等及び土砂災害に関する情報の修正

章	節	主な修正内容
第4章 関係資料	4-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	● 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の新規指定による追加
第5章 関係資料	5-1-1 広報車一覧表	● 広報車一覧表を更新
	5-2-4 市内その他の医療機関	● 「小林産婦人科医院」を削除
	5-3-0 公用車両一覧表	● 公用車両一覧表を更新
	5-4-0 砂川ボランティア団体一覧	● 砂川地区赤十字奉仕団、砂川市町内会連合会、砂川市ボランティアセンターの要請先住所を修正し、砂川リピータークラブを削除
第6章 (地震災害対策編) 関係資料	6-1 過去に発生した各地域の主な被害地震	● 昭和48年6月17日(1973)(根室半島沖地震)の負傷者数を「28」から「26」に修正
	6-3 危険物等製造貯蔵施設所在地一覧	● 危険物製造所及び貯蔵所について、UDトラックス北海道(株)の製造所の別を、「地下タンク貯蔵所」から「移動タンク貯蔵所」に修正、プラスイーグルの電話番号を「53-1777」から「53-5678」に修正、(株)空知ゴルフ場の給油取扱所の「休止」を削除、「(有)大谷化成」を表中から削除、砂川市役所の所在地を「西6条北3丁目」から「西7条北2丁目」に修正、製造所等の別も「屋内タンク貯蔵所」に「廃止」を追加、極東建設(株)砂川支店を表中から削除、(有)永友商事の所在地を、「東1条南21丁目」から「東6条南8丁目」に修正、(株)松田産業の製造所等の別を、「移動タンク貯蔵所」から「移動タンク貯蔵所(1)」に修正、(株)西ガスの製造所等の別を、「移動タンク貯蔵所(3)」から「移動タンク貯蔵所(2)」に修正
その他関係資料	1 砂川市における防災関係の協定締結一覧	● 協定先の相手の変更により、「砂川市農業協同組合」から「ホクレン商事」に修正し、それに伴い、協定の名称も、「災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書」から「災害時における応急生活物資の供給に関する相互協定書」に修正